

広島県告示第百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十三年三月三日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所	所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 広島博愛会	広島市佐伯区 五日市町下河 内五九一番地 の一	ケアハウス五 日市グリーン ヒルホーム	広島市佐伯区 五日市町下河 内五九一番地 の一	特定施設入 居者生活介 護	平成二十三年 二月一日	
有限会社トツ ツ	尾道市平原三 丁目一番一五 号	デイサービス センターふあ みりい因島	尾道市因島重 井町五二七六 番地一七	通所介護	平成二十三年 二月一日	
株式会社さく らの花	福山市赤坂町 早戸二九五番 地一九四	デイサービス リビング虹の か	福山市赤坂町 早戸二九五番 地一九四	通所介護	平成二十三年 二月一日	
合同会社DR EAM L A B O	福山市柳津町 一丁目九番一 七号	デイサービス センター虹の 花つねいし	福山市沼隈町 常石二六一四 番地一	通所介護	平成二十三年 二月一日	
社会福祉法人 木谷会	東広島市安芸 津町木谷五五 三三番地一	ケアハウス赤 崎さざなみ荘	東広島市安芸 津町木谷五五 三三番地一	特定施設入 居者生活介 護	平成二十三年 二月一日	